

一般社団法人静岡県水泳連盟 役・職員および登録者等倫理規定

(目的)

第1条 この規定は、一般社団法人静岡県水泳連盟（以下「本連盟」という）の役員、職員および登録者等の倫理に関する基本となるべき事項を定めることにより、本連盟の目的、事業執行の公正さに対する県民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって本連盟に対する社会的な信頼を確保することを目的とする。

(役・職員および登録者等の範囲)

第2条 この規定において、役員とは、本連盟定款第6条（1）に定める正会員及び同31条に定める各委員会委員をいう。

2 職員とは、本連盟定款第50条に定める本連盟事務局職員をいう。

3 登録者等とは本連盟に登録する競技役員、指導者及び競技者をいう。

(役・職員および登録者等の基本的責務)

第3条 役・職員および登録者等は本連盟定款第3条に定める目的を達成するため、本連盟の関係諸規定に基づき、職務を公正かつ誠実に履行しなければならない。

(役・職員および登録者等の遵守事項)

第4条 役・職員および登録者等は、暴力、セクシャルハラスメント及びドーピング等薬物乱用等の反社会的な行為を絶対に行ってはならない。

2 役・職員および登録者等は、個人の名誉を重んじ、プライバシーに配慮しなければならない。

3 役・職員および登録者等は、日常の行動について公私の別を明らかにし、職務やその地位を利用して自己の利益を図ることや斡旋・強要をしてはならない。

4 役・職員および登録者等は、補助金、助成金等の経理処理に関し、一般法人会計基準に基づく適正な処理を行い、決して他の目的の流用や不正行為を行ってはならない。

5 役・職員および登録者等は、自らの社会的な立場を認識して、常に自らを厳しく律し、本連盟の信頼を確保するよう責任ある行動を取らなければならない。

(倫理委員会の設置)

第5条 この規定の実効性を確保するため、本連盟に倫理委員会を設置する。

2 倫理委員会の組織及び運営に関する事項については、理事会の議決により別に定める。

(役・職員および登録者等がこの規定に違反した場合の処分等)

第6条 役・職員および登録者等が、この規定に違反する行為を行ったおそれがあると認められる場合は、管理責任者（原則として担当委員長）は直ちに調査を開始し、調査の結果、当該役・職員および登録者等にこの規定に違反する行為があったと認められる場合においては、本連盟「処分規定」に基づき会長（代表理事）は倫理委員会の意見を聴取したうえで、厳正に必要な措置をとるものとする。

(その他) この規定の実施に関し、必要な事項は、理事会の承認を得て別に定める。

附則1 この規定は、平成24年4月1日から施行する。

附則2 この規定は、平成30年11月5日から施行する。

一般社団法人静岡県水泳連盟 倫理委員会の組織及び運営事項

本事項は、一般社団法人静岡県水泳連盟役・職員および登録者等規定第5条第2項に基づくものである。

1 倫理委員会組織

一般社団法人静岡県水泳連盟（以下「本連盟」という。）は、以下の者をもって、倫理委員会を組織する。

委員長	一般社団法人静岡県水泳連盟	理事長
副委員長	一般社団法人静岡県水泳連盟	常務理事 総務委員長
委員	一般社団法人静岡県水泳連盟	副理事長
委員	一般社団法人静岡県水泳連盟	事務局長
委員	外部有識者（若干名）	

会長は出席し意見を述べることができる。

2 倫理委員会の活動

本連盟の倫理委員会は、下記の活動をする。

① 倫理に関するガイドライン、倫理規定の啓発活動

- ・各種大会、行事等の参加者等への指導、研修会の実施
- ・相談、苦情の対応
- ・事例研究

② 不祥事発生後の処理

- ・情報収集、聞き取り調査
- ・倫理規定に基づき迅速かつ適切な処理
- ・上部団体への報告

3 会計処理の厳正化

本連盟は、税理士・公認会計士等による外部監査を導入する。